平成２２年（フ）第４０２号
神奈川県座間市新田宿655番地の５
債務者　松田　浩宗
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８８５号
東京都町田市忠生２丁目26番地８都営忠生第２―503
債務者　久保田一美
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２５号
東京都八王子市大楽寺町495番地シャンティクティールⅠ203号
債務者　阿曽　克洋
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉490番地
債務者　下山　恵美
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎大間98番地32
債務者　大沢　正人
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜236番地
債務者　大沢　友美
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
青森県五所川原市大字梅田字福浦349番地２グループホームふくうら
債務者　長内　則子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
青森県五所川原市大字七ツ館字虫流53番地84
債務者　長内まゆみ
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
青森県五所川原市大字高野字柳田270番地
債務者　今　志津子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
青森県五所川原市大字稲実字開野177番地24
債務者　横嶋　範子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の125
債務者　花井　弘康
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
静岡県浜松市中区花川町131番地の２　雇用促進住宅一里山宿舎１号棟407号
債務者　山口　秋生
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
浜松市中区花川町131番地の２　雇用促進住宅一里山宿舎１号棟407号
債務者　山口　美香
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
静岡県浜松市西区入野町16103番地の９　テラス南平台Ａ102、前住所静岡県浜松市西区入野町10219番地　ナイスサンソレイユ浜松入野602号
債務者　山下しのぶ
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係